国 立 大 学 法 人 京 都 大 学 旅 費 規 程 新 旧 対 照 表

改 前 改 後 正 正 (前 略) 附則 この規程は、平成22年1月26日から施行する。 別表 別表 第1表(交通費) 第1表(交通費) 旅費の種類 支 給 の 対 象 旅費の種類 支 給 の 対 象 金 額 金 額 交通費 (略) 交通費 (同 左) 鉄道賃 (略) 鉄道賃 (同 左) バス賃 (略) バス賃 (同 左) 船賃 (略) 船賃 (同 左) 内国旅行 内国旅行 航空機の利用に要する旅客運賃 1 航空機の利用に要する旅客 運賃 2 役員又は部局長が特別の運 賃等を徴する座席を利用する 場合には、1に規定するもの のほか、その座席の運賃等 外国旅行 1 運賃の等級を3以上の階級 に区分する航空路による旅行 の場合には、総長にあっては 現に支 現に支 航空賃 最上級の運賃、役員(総長を 払った 航空賃 払った 除く。) 及び部局長にあって 旅客運 旅客運 は最上級の直近下位の級の運 賃等 賃、職員及びその他にあって は最上級の2位下位の級の運 (同 左) 2 運賃の等級を2階級に区分 する航空路による旅行の場合 には、役員及び部局長にあっ ては上級の運賃、職員及びそ の他にあっては下級の運賃 3 運賃の等級を設けない航空 路による旅行の場合には、航 空機の利用に要する運賃

(後

略)